(6) 資産の管理及び処分に関する事項	資産の内容
	取得の時期
	譲受人
	（ふりがな）
	氏名
	住所
	その他
(7) 計算及び利益の分配に関する事項	
(8) 株主又は出資者が有する権利に関する事項	

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二十条　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第六号ハの改正規定中「第八条第六号ハ」を「第八条第六号中「ロからニまで」を「ロからニまで及びト」に改め、同号ハ」に改める。

第十条第一項第三号ハの改正規定中「第十条第一項第三号ハ」を「第十条第一項第四号中「ロ及びハ」を「ロからニまで」に改め、同号ハ」に改める。

第四十五条の改正規定中「第十二号を第十三号」を「第十三号を第十四号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

第四十七条の改正規定を次のように改める。

第四十七条第一項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ　電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ　電子取引基盤運営業務に関する社内規則

ハ　電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ　第四十五条第七号リに掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

第四十七条第二項中「前項第七号」を「前項第八号」に改める。

第二百一条の改正規定中「加える」を「加え、同条第八号ハ(6)、第九号ヘ並びに第二十号イ(6)並びにロ(3)及び(10)並びに第二百八条の三十一第一項第四号ヘ並びに第十一号イ(6)並びにロ(3)及び(10)中「第六十条の七」の下に「(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える」に改める。

第二百二十一条の改正規定中「「すべて」を「全て」に改め、」を削り、「加え、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める」を「加える」に改める。

第二章第五節中第四款を第五款とし、第三款の次に一款を加える改正規定のうち第二百三十二条の四第十九号中「電子取引基盤運営業務」を「電子店頭デリバティブ取引等業務」に改め、第二百三十二条の五第八号、第二百三十二条の七第三号ロ(4)及び第七号ロ(4)、第二百三十二条の八第七号並びに第二百三十二条の九第十三号中「ト」を「リ」に改める。

第二百五十二条第二項第五号ロ及び第二百九十二条第二項第五号ロ中「第六十条の七」の下に「(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則の次に別表を加える改正規定のうち別表（第百二十五条の八関係）公表事項の欄第八号中「利率等」の下に「(第百二十五条の七第一項に規定する利率等をいう。)」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。ただし、第九条（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第十一条第三号の改正規定に限る。）及び第十三条の規定並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に電子募集取扱業務（金融商品取引法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、新金融商品取引法第三条各号に掲げる有価証券（新金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この項及び第三項において同じ。）又は金融商品取引所（新金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三項において同じ。）に上場されていない有価証券（金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。第三項において「新金融商品取引法施行令」という。）第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行うものに限る。）を行っている金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。附則第五条及び第六条第二項において同じ。）については、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項について新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間）は、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第七十条の二第二項、第七十九条第二項第三号、第八十三条第一項第三号から第六号まで、第百五十三条第一項第十四号、第百五十七条第一項第十八号及び第百八十一条第一項第五号の規定は、適用しない。

2　この府令の施行の際現に前項に規定する電子募集取扱業務を行っている登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該登録金融機関が当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の五第一項第五号に掲げる事項について新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出を行った日までの間）は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第二項、第七十九条第二項第三号、第八十三条第一項第三号から第六号まで、第百五十四条第八号及び第百八十四条第一項第六号の規定は、適用しない。

3　この府令の施行の際現に新金融商品取引業等に関する内閣府令第六条の二各号に掲げる方法により新金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為（新金融商品取引法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（新金融商品取引法施行令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行う場合に限る。）を業として行っている金融商品取引業者等（新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第二項の規定は、適用しない。